

「介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(指定 第 2201300015 号)

当事業所はご契約者に対して介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントとは

- 契約者が居宅での介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等を適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。
- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をお伺いして、「介護予防サービス計画・介護予防ケアプラン」を作成します。
- ご契約者の介護予防サービス計画・介護予防ケアプランに基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、介護予防サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、介護予防サービス計画・介護予防ケアプランの実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、介護予防サービス計画・介護予防ケアプランを変更します。

※当サービスの利用は、原則として要支援認定の結果「要支援」と認定された方と基本チェックリストにより「事業対象」と認められた方が対象となります。要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 業務委託	5
7. サービスの利用に関する留意事項	6
8. 苦情の受付について	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 清水町社会福祉協議会
(2) 法人所在地 静岡県駿東郡清水町堂庭221-1
(3) 電話番号 055-981-1665
(4) 代表者氏名 会長 原田 茂徳
(5) 設立年月 昭和49年1月11日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防支援事業所
(2) 事業の目的 契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。
(3) 事業所の名称 清水町地域包括支援センター
平成18年4月1日指定 静岡県 第2201300015号
(4) 事業所の所在地 静岡県駿東郡清水町堂庭221-1
(5) 電話番号 055-981-1675
(6) 事業所長(管理者)氏名 近 和 哉
(7) 当事業所の運営方針 契約者が保健医療福祉サービスを適切に利用できるよう、契約者等の依頼を受けて介護予防サービス計画・介護予防ケアプランを作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
(8) 開設年月 平成18年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 清水町全域
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとします。ただし、祝祭日と12月29日から1月3日までを除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分までとします。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント等を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	職務の内容
1. 事業所長(管理者)	1		0.1	管理業務
2. 保健師	0		0.0	

3. 主任介護支援専門員 (管理者兼務)	1		0.9	ケアマネ支援他
4. 社会福祉士	2		2.0	権利擁護他
5. 経験ある看護師	2		2.0	予防プラン作成他
6. 介護支援専門員	0		0.0	予防プラン作成他
7. 事務員	1		1.0	事務他

※指定基準：常勤（兼務可）の管理者を1人置く。保健師その他指定介護予防支援に関する知識を有する職員を1人以上置く。

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。
（例）週8時間勤務の介護支援専門員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントとして次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険・総合事業から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）

<サービスの内容>

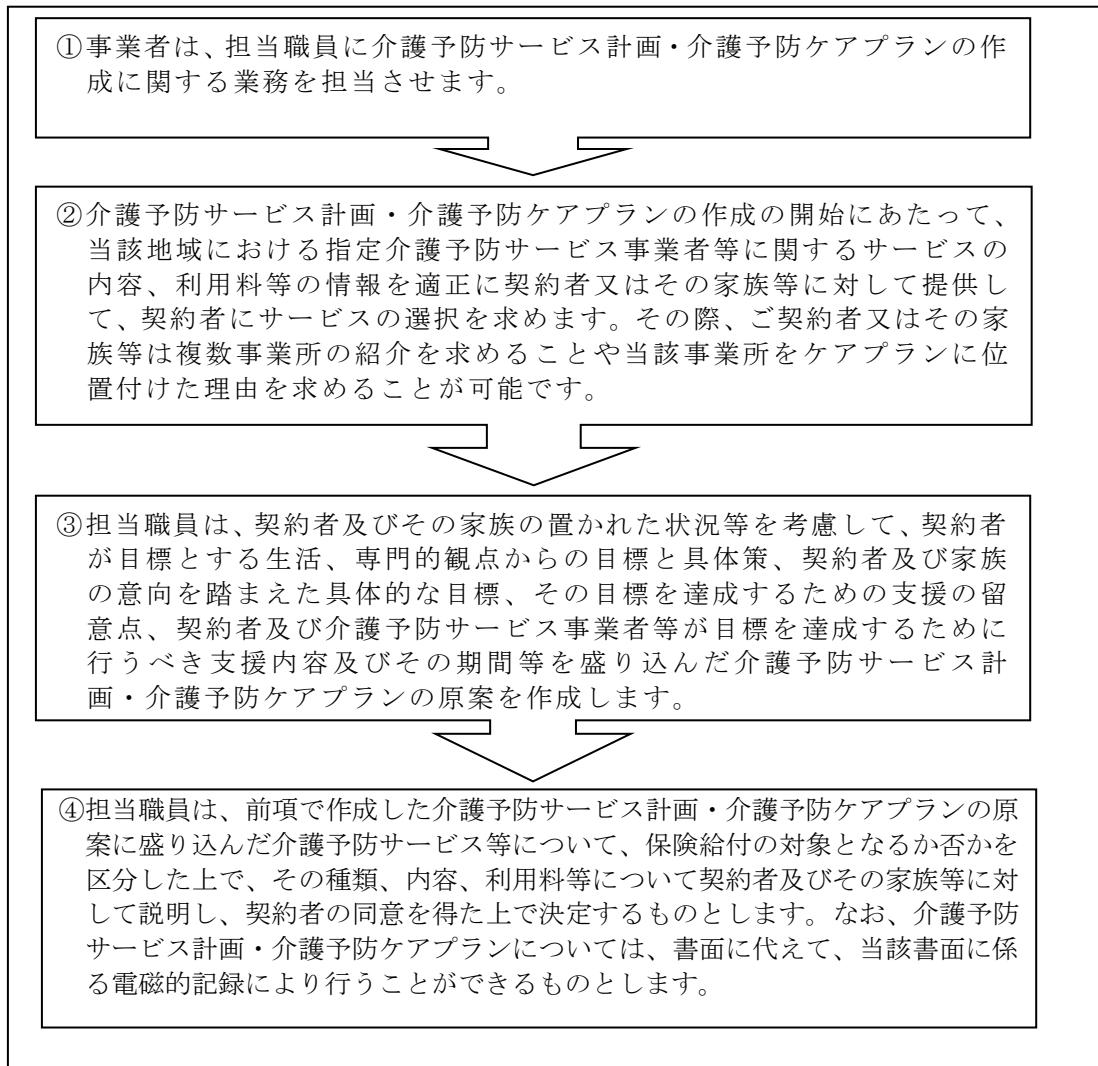
① 介護予防サービス計画・介護予防ケアプランの作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業サービスやその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、介護予防サービス計画・介護予防ケアプランを作成します。その際、ご契約者又はその家族等は複数事業所の紹介を求めることや当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

② 介護予防サービス計画・介護予防ケアプランの交付

保健師その他介護予防支援に関する知識を有する職員（以下、「担当職員」という。）は、介護予防サービス計画・介護予防ケアプランを作成した際には、当該介護予防サービス計画・介護予防ケアプランを利用者及び当該計画に位置づけた介護予防サービス等の担当者に交付します。

<介護予防サービス計画・介護予防ケアプランの作成の流れ>



③介護予防サービス計画・介護予防ケアプラン作成後の便宜の供

- ・ご契約者及びその家族等、介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス計画・介護予防ケアプランの実施状況を把握します。
- ・介護予防サービス計画・介護予防ケアプランの目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要支援認定の(更新)申請及び要介護認定申請等に必要な援助を行います。

④介護予防サービス計画・介護予防ケアプランの変更

ご契約者が介護予防サービス計画・介護予防ケアプランの変更を希望した場合、または事業者が介護予防サービス計画・介護予防ケアプランの変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、介護予防サービス計画・介護予防ケアプランを変更します。

⑤介護予防サービス計画・介護予防ケアプランの評価

担当職員は、介護予防サービス計画・介護予防ケアプランに位置づけた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価を行います。

⑥介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、ご契約者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

利用料金：介護保険法で定める額（参考：令和6年4月1日現在、月額4,512円）

6. 業務の委託

当事業所では、以下の<業務委託内容>を以下の指定居宅介護支援事業所に委託します。契約者の介護予防サービス計画・介護予防ケアプランの作成を担当する事業所については、契約者と協議の上、決定します。

以下の指定居宅介護支援事業所は、委託業務の実施にあたって、当事業所と同様、契約書第11条に定める守秘義務を守ります。

<委託業務先>

事業所名

所在地

電話番号

<業務委託内容>

- ①介護予防サービス計画・介護予防ケアプラン原案の作成
- ②介護予防サービス計画・介護予防ケアプランの交付
- ③介護予防サービス計画・介護予防ケアプラン作成後の支援
- ④サービス担当者会議の開催
- ⑤評価・モニタリング

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う担当職員

サービス提供時に、当事業所及び6.に記載した指定居宅介護支援事業所のいずれかにおいて担当職員を決定します。サービス提供を行う事業所については、契約者と協議の上決定します。

(2) 担当職員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの担当職員の交替

事業者の都合により、担当職員を交替することがあります。

担当職員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②ご契約者からの交替の申し出

選任された担当職員の交替を希望する場合には、当該担当職員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して担当職員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の担当職員の指名はできません。

8. 苦情の受付について（契約書第18条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

[職名] 社会福祉士 土屋 恒

○受付時間 営業日・営業時間と同じ

(2) 行政機関その他苦情受付機関

清水町役場 福祉介護課 介護保険係	所在地 駿東郡清水町堂庭210-1 電話番号 055-981-8213 ・ F A X 055-973-1711 受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 静岡市葵区春日2-4-34 電話番号 054-253-5590 ・ F A X 054-205-3315 受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
福祉サービス運営適正化 委員会	所在地 静岡市駿府町1-70 電話番号 054-653-0840 ・ F A X 054-251-7508 受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00

令和 年 月 日

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

介護予防支援事業所 清水町地域包括支援センター

説明者氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始に同意しました。

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成18年3月14日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した介護予防支援について記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の介護予防支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の介護予防サービス計画・介護予防ケアプラン及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、担当職員または従業員は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ・ サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護予防サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。なお、サービス担当者会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。

2. 損害賠償について（契約書第 13 条参照）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定の有効期間満了日まであるいは、基本チェックリスト該当者については介護予防ケアプランで定められた第 1 号訪問(通所)事業に利用期間までですが、契約期間満了の 7 日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第 2 条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第 14 条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が要介護又は自立と判定された場合
- ③ご契約者が医療施設等に入所し、相当期間以上にわたり、この契約が目的とするサービス利用が困難となった場合
- ④ご契約者が事業者である地域包括支援センターの担当地区外に転居した場合

- ⑤ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑥ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑦ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑧ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 15 条、第 16 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者もしくは担当職員が正当な理由なく本契約に定める介護予防支援を実施しない場合
- ② 事業者もしくは担当職員が守秘義務に違反した場合
- ③ 事業者もしくは担当職員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 17 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合